

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	被災者台帳の作成 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御代田町は、被災者台帳の作成における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

長野県御代田町長

## 公表日

平成27年7月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	被災者台帳の作成
②事務の概要	災害対策基本法第90条の3第1項にもとづき被災者台帳を作成する。 御代田町において災害が発生した場合において、災害被災者の援護を総合的かつ効率的に実施する必要があるときに、被災者に関する事項(氏名、生年月日、性別、住所または居住地等)を記載し、又は記録する。
③システムの名称	システムなし(台帳作成時はエクセルにて処理)
2. 特定個人情報ファイル名	
被災者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一の36の2の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第28条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 未定 ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の56の2の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務課
②所属長	総務課長 尾台 清注
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒389-0292 御代田町 総務課 庶務係 住所:長野県北佐久郡御代田町大字御代田2464番地2 電話:0267-32-3111 FAX0267-32-3929
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒389-0292 御代田町 総務課 庶務係 住所:長野県北佐久郡御代田町大字御代田2464番地2 電話:0267-32-3111 FAX0267-32-3929

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

